

Ⅶ. そ の 他

1. 税の諸証明
2. 電子申告件数
3. 令和6年度市税一覧表
4. 税務3課組織図
5. 税務機構等
 - (1) 税務職員の配置状況調
 - (2) 税務分掌事務
 - (3) 税務職員年齢別人員調
 - (4) 税務職員勤務年数調
 - (5) 税務職員特殊勤務手当調
6. 中核市の税務関係調
 - (1) 令和5年度 決算
 - (2) 直近3年間の収入率等の推移

1. 税の諸証明

()は公用・無料の再掲

区分 \ 年度	R元 (通)	R2 (通)	R3 (通)	R4 (通)	R5 (通)
納税証明	(13,652) 18,356	(13,331) 20,277	(14,103) 19,951	(11,157) 17,847	(2,878) 9,228
固定資産証明	(29,653) 37,099	(26,416) 33,657	(26,805) 33,864	(25,335) 32,860	(23,665) 31,350
市民税・県民税 所得・課税証明	(51) 45,400	(62) 42,273	(43) 39,896	(26) 40,428	(9) 34,812
閲覧	3,970	4,123	3,868	3,998	3,917

2. 電子申告件数

(入湯税及び宿泊税以外はeLTAXの件数)

税目 \ 年度	R元 (件)	R2 (件)	R3 (件)	R4 (件)	R5 (件)	
個人住民税 (給報)	総括表	15,878	17,403	18,919	19,800	20,649
	個人別明細	156,172	189,794	203,940	216,689	225,856
個人住民税 (年金報)	総括表	330	342	416	399	433
	個人別明細	179,603	181,452	180,957	180,527	181,268
法人市民税	17,756	18,361	19,421	20,211	20,801	
固定資産税 (償却資産)	4,060	4,663	5,258	5,746	5,888	
事業所税	260	353	445	494	539	
市たばこ税					3	
入湯税	eLTAX				0	
	電子申請 サービス			不明	72	72
宿泊税	eLTAX				160	
	電子申請 サービス			不明	1,281	2,014
電子申請・届出	1,914	3,229	2,790	2,695	2,858	

3. 令和6年度市税一覧表

税目		区分	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期																						
市民税	個人市民税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） 市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） 		1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 均等割 3,000円 所得割 課税標準額に一律100分の6 	(市県民税申告書) 3月15日 (給与支払報告書) (年金支払報告書) 1月31日 (異動報告書) 徴収する義務がなくなる事由が生じた月の翌月10日	(普通徴収) 1期 6月10日～同月30日まで 2期 8月1日～同月31日まで 3期 10月1日～同月31日まで 4期 1月1日～同月31日まで (給与からの特別徴収) 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 (年金からの特別徴収) 年金の支給月(偶数月)の翌月10日 (特例) 常時10人未満の事業所で納期の特例を認められるもの 6月～11月 12月10日 12月～翌年5月 6月10日																						
	法人市民税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの（均等割） 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割） 			<ul style="list-style-type: none"> 均等割 $\text{下表金額} \times (\text{課税標準の算定期間中において事務所や事業所等を有していた月数}) \div 12\text{月}$ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の金額[※]</th> <th colspan="2">市内の従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人超</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>300</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>175</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>40</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>12</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割 平成26年9月30日までに開始する事業年度 100分の14.7 平成26年10月1日から令和元年9月30日まで に開始する事業年度 100分の12.1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 100分の8.4 	資本金等の金額 [※]	市内の従業者数		50人超	50人以下	50億円超	300	41	10億円超50億円以下	175		1億円超10億円以下	40	16	1千万円超1億円以下	15	13	1千万円以下	12	5	その他		5	法人税の申告期限まで
資本金等の金額 [※]	市内の従業者数																													
	50人超	50人以下																												
50億円超	300	41																												
10億円超50億円以下	175																													
1億円超10億円以下	40	16																												
1千万円超1億円以下	15	13																												
1千万円以下	12	5																												
その他		5																												

区分 税目	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期																																																																																																														
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産 (構築物、機械及び装置、 工具・器具・備品等)	固定資産の 所有者	1月1日	課税標準額の100分の1.4 ※免税点 ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満	(償却資産の申告) 1月31日	1期 5月10日～同月31日 2期 7月1日～同月31日 3期 12月1日～同月28日 4期 2月1日～同月末日																																																																																																														
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	軽自動車等 の所有者	4月1日	<p>・標準税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th colspan="2">税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>一般原付(50cc又は0.6kW以下)</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>特定原付(0.6kW以下)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>90cc又は0.8kW以下</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td>125cc又は1.0kW以下</td> <td colspan="2">3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バ イ ク</td> <td>125cc超 250cc以下</td> <td colspan="2">3,600円</td> </tr> <tr> <td>250cc超</td> <td colspan="2">6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪(被けん引車)</td> <td colspan="2">3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 型 特 殊 自 動 車</td> <td>農 耕 作 業 用</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">5,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽 自 動 車</td> <td colspan="2">初度検査年月の区分</td> <td>H27.3まで</td> <td>H27.4以降</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営 業 用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td rowspan="2">営 業 用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・重課税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th colspan="2">税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽 自 動 車</td> <td>三 輪</td> <td colspan="2">4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営 業 用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td rowspan="2">営 業 用</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・グリーン化特例(軽課)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th colspan="3">税額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>75%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽 自 動 車</td> <td>三輪 乗用営業用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四 輪 以 上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営 業 用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>2,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物 用</td> <td rowspan="2">営 業 用</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 家 用</td> <td>1,300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種		税額		原 動 機 付 自 転 車	一般原付(50cc又は0.6kW以下)	2,000円		特定原付(0.6kW以下)			90cc又は0.8kW以下	2,400円		125cc又は1.0kW以下	3,700円		バ イ ク	125cc超 250cc以下	3,600円		250cc超	6,000円		二輪(被けん引車)		3,600円		小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	2,400円		その他	5,900円		軽 自 動 車	初度検査年月の区分		H27.3まで	H27.4以降	三 輪		3,100円	3,900円	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円	自 家 用	7,200円	10,800円	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円	自 家 用	4,000円	5,000円	車種		税額		軽 自 動 車	三 輪	4,600円		四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	8,200円	自 家 用	12,900円	貨 物 用	営 業 用	4,500円		自 家 用	6,000円	車種		税額					75%軽減	50%軽減	25%軽減	軽 自 動 車	三輪 乗用営業用	1,000円	2,000円	3,000円	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	1,800円	3,500円	自 家 用	2,700円		貨 物 用	営 業 用	1,000円			自 家 用	1,300円		(新規登録等申告) 軽自動車等の所有者等 となった日から15日以内 (廃車申告) 軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30日 以内	5月10日～5月31日まで
車種		税額																																																																																																																		
原 動 機 付 自 転 車	一般原付(50cc又は0.6kW以下)	2,000円																																																																																																																		
	特定原付(0.6kW以下)																																																																																																																			
	90cc又は0.8kW以下	2,400円																																																																																																																		
	125cc又は1.0kW以下	3,700円																																																																																																																		
バ イ ク	125cc超 250cc以下	3,600円																																																																																																																		
	250cc超	6,000円																																																																																																																		
二輪(被けん引車)		3,600円																																																																																																																		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	2,400円																																																																																																																		
	その他	5,900円																																																																																																																		
軽 自 動 車	初度検査年月の区分		H27.3まで	H27.4以降																																																																																																																
	三 輪		3,100円	3,900円																																																																																																																
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円																																																																																																															
			自 家 用	7,200円	10,800円																																																																																																															
	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円																																																																																																																
			自 家 用	4,000円	5,000円																																																																																																															
車種		税額																																																																																																																		
軽 自 動 車	三 輪	4,600円																																																																																																																		
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	8,200円																																																																																																																
			自 家 用	12,900円																																																																																																																
	貨 物 用	営 業 用	4,500円																																																																																																																	
自 家 用			6,000円																																																																																																																	
車種		税額																																																																																																																		
		75%軽減	50%軽減	25%軽減																																																																																																																
軽 自 動 車	三輪 乗用営業用	1,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	1,800円	3,500円																																																																																																															
			自 家 用	2,700円																																																																																																																
	貨 物 用	営 業 用	1,000円																																																																																																																	
自 家 用			1,300円																																																																																																																	

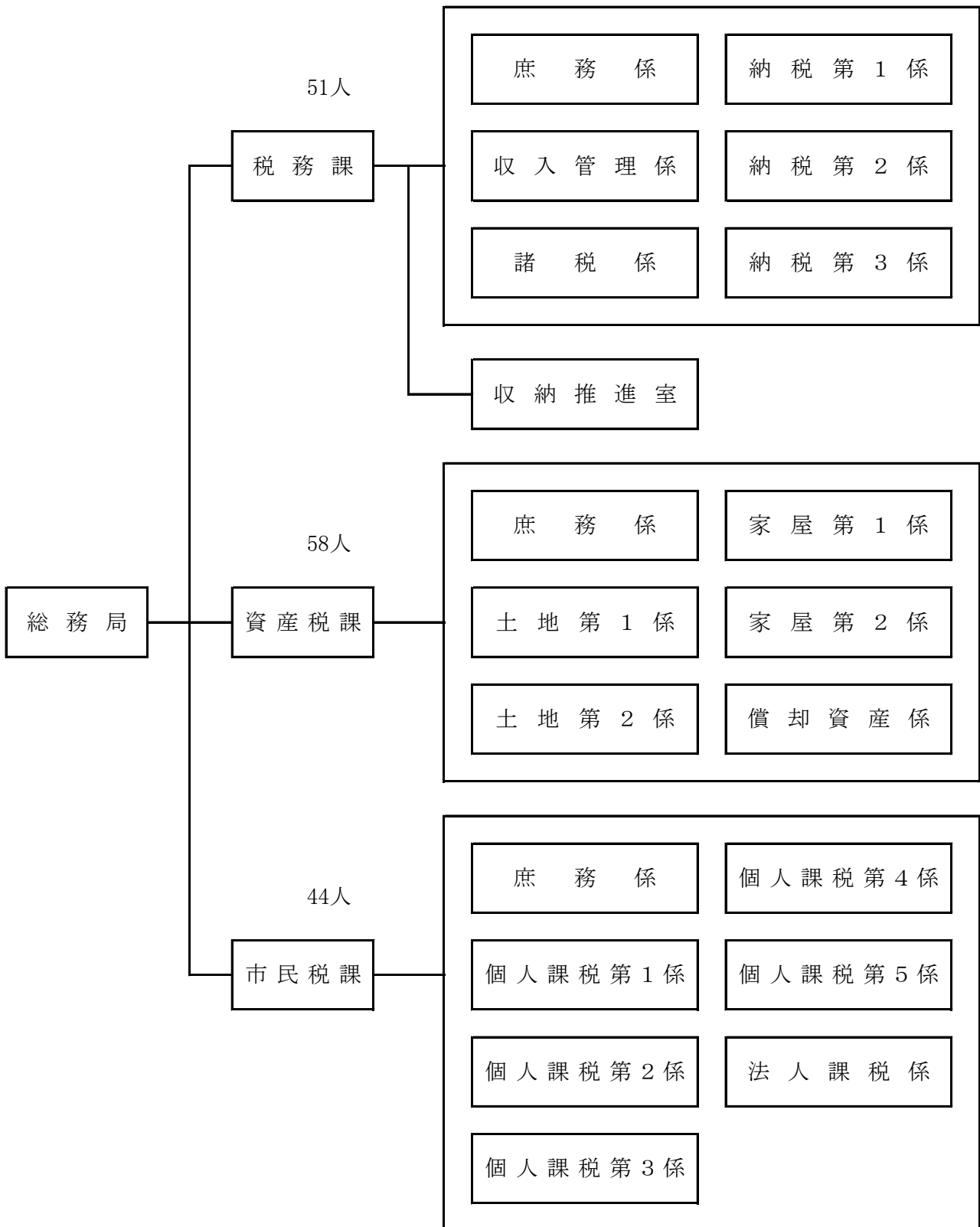
税目	区分	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期
軽自動車税 (環境性能割)		3輪以上の軽自動車 ※賦課徴収は、当分の間、県が行う。	3輪以上の軽自動車の取得者		課税標準:3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額 税率:燃費基準値達成度等に応じて決定(非課税、1%、2%、3%の4段階。但し、当分の間、自家用は2%を上限とする。営業用は非課税、0.5%、1%、2%の4段階)	地方税法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日まで	申告期限と同じ
市たばこ税		卸売販売業者等が市内の小売業者に売り渡したたばこ	卸売販売業者等		売渡し本数1,000本につき ・紙巻たばこ等 6,552円 【加熱式たばこについて】 紙巻たばこの本数への換算方法を見直し 重量と価格を紙巻たばこの本数に換算 重量0.4gごとに紙巻たばこ0.5本に換算＋ 紙巻たばこ1本当たりの平均価格で 紙巻たばこ0.5本に換算 【軽量な葉巻たばこについて】 紙巻たばこの本数への換算方法を見直し 軽量な葉巻たばこ(1本あたりの重量が1グラム未満) 1本を紙巻たばこ1本に換算	当月の販売につき翌月末日までに申告	翌月末日まで
特別土地保有税		5000㎡以上の土地 ただし、取得後10年を経過しているものは除く。 ※平成15年度より新たな課税は停止	土地の所有者又は取得者	(保有分) 1月1日 (取得分) 1月1日 及び 7月1日	・土地の取得価額 ・税率 保有分 取得価額×1.4%－固定資産税相当額 取得分 取得価額×3%－不動産取得税相当額 ※免税点 5,000㎡未満	(保有分) 5月31日 (取得分) ・1月1日基準日分 2月末日 ・7月1日基準日分 8月31日	申告期限と同じ

税目	区分	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期
入湯税		鉱泉浴場における入湯行為	入湯客		一人につき ・宿泊の場合は、一泊につき150円 ・日帰りの場合は、一回につき100円	特別徴収により当月分を翌月15日までに申告	申告期限と同じ
事業所税		法人又は個人が事務所又は事業所で行う事業	事業を行う法人又は個人		・資産割 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積1㎡につき 600円 ※免税点 1,000㎡以下 ・従業者割 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額の 100分の0.25 ※免税点 100人以下	(法人) 事業年度終了の日から2月以内 (個人) 翌年の3月15日	申告期限と同じ
都市計画税		市街化区域内の土地・家屋	土地、家屋の所有者	1月1日	課税標準額の100分の0.3 ※免税点 固定資産税が免税点未満となるもの		固定資産税の納期と同じ
宿泊税		旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、簡易宿所又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅への宿泊行為	宿泊客		・令和6年9月30日まで 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が 2万円未満の場合 200円 2万円以上の場合 500円 ・令和6年10月1日から 宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金が 5千円以上2万円未満の場合 200円 2万円以上の場合 500円 ※免税点 5千円	特別徴収により当月分を翌月末日までに申告	申告期限と同じ
国有資産等 所在市交付金		国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国、地方公共団体		交付金算定標準額の100分の1.4 ※法で特別の定めのあるものを除き、前年の3月31日現在において国有財産台帳に記載された価格	通知の時期 (国、各地方公共団体より) 前年の11月30日まで	6月30日

※納期については、条例上の納期であり、実際の納期とは異なる年度があります。

4. 稅務3課組織圖

(令和6年4月1日現在)



5. 税務機構等

(1) 税務職員の配置状況調

(令和6年4月1日現在)

課名・室名・係名	課長・室長 (人)	課長補佐 (人)	係長 (人)	担当課長補佐 (人)	主査 (人)	主任 (人)	主事 (人)	合計 (人)
税務課	1	1						2 (0)
庶務係			1			1 (1)	2 (1)	4 (2)
収入管理係			1		1	1 (1)	3 (1)	6 (2)
諸税係			1	1	2 (2)	1 (1)	4 (3)	8 (6)
納税第1係			1			2 (1)	6 (4)	9 (5)
納税第2係			1 (1)			2 (2)	6 (4)	9 (7)
納税第3係			1 (1)			5 (5)	2	8 (6)
収納推進室	1				2		2 (1)	5 (1)
税務課計	2 (0)	1 (0)	6 (2)	1 (0)	5 (2)	12 (11)	25 (14)	51 (29)
資産税課	1	1						2 (0)
庶務係			1 (1)		6 (4)	4 (4)	3 (1)	14 (10)
土地第1係			1		1 (1)	3 (2)	3 (2)	8 (5)
土地第2係			1		2 (1)	4 (3)	1 (1)	8 (5)
家屋第1係			1 (1)				8 (5)	9 (6)
家屋第2係			1			1	9 (6)	11 (6)
償却資産係			1			1 (1)	4 (3)	6 (4)
資産税課計	1 (0)	1 (0)	6 (2)	0 (0)	9 (6)	13 (10)	28 (18)	58 (36)
市民税課	1	1						2 (0)
庶務係			1 (1)	1	1		5 (3)	8 (4)
個人課税第1係			1		2	1	2 (2)	6 (2)
個人課税第2係			1		1 (1)	2 (1)	2 (2)	6 (4)
個人課税第3係			1 (1)			1 (1)	4 (2)	6 (4)
個人課税第4係			1 (1)		1	1	3 (3)	6 (4)
個人課税第5係			1		1		4 (3)	6 (3)
法人課税係			1		1 (1)		2	4 (1)
市民税課計	1 (0)	1 (0)	7 (3)	1 (0)	7 (2)	5 (2)	22 (15)	44 (22)
合計	4 (0)	3 (0)	19 (7)	2 (0)	21 (10)	30 (23)	75 (47)	153 (87)

(注) ()内は女性職員数を内数で示す

(2) 税務分掌事務

課 等 ・ 係		分 掌 事 務
税務課	庶務係	1 税務の統括に関する事項 2 税務に関する企画及び調整に関する事項 3 地方譲与税、県税に関する交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事項 4 市税(県民税及び森林環境税を含む。以下同じ。)の収入の整理に関する事項 5 県民税及び森林環境税の払込みに関する事項 6 納税協力会及び納税貯蓄組合に関する事項 7 税思想の普及向上に関する事項 8 固定資産評価審査委員会に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 税務事務で他課及び他係に属しない事項
	収入管理係	1 市税の収納に関する事項 2 市税の過誤納金及び還付金の還付、充当及び納付委託に関する事項 3 納税環境の整備に関する事項 4 口座振替による納税に関する事項
	諸税係	1 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び宿泊税の賦課に関する事項 2 市税に係る各種証明及び閲覧に関する事項
	納税第1係 納税第2係 納税第3係	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項 (収納推進室が所管する事項を除く。) (各係は、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。)
	収納推進室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項
資産税課	庶務係	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 固定資産課税台帳等に関する事項 3 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項
	土地第1係 土地第2係	1 土地の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	家屋第1係 家屋第2係	1 家屋の評価に関する事項 (各係は、課長が定める区域等をそれぞれ対象とする。)
	償却資産係	1 償却資産の評価に関する事項
市民税課	庶務係	1 個人市民税(県民税・森林環境税を含む。以下同じ。)の賦課に関する事項(他係が所管する事項を除く。) 2 課の庶務に関する事項 3 他係に属しない事項
	個人課税第1係 個人課税第2係 個人課税第3係 個人課税第4係 個人課税第5係	1 個人市民税の賦課に関する事項 (各係は、課長が定める区分の住民等をそれぞれ対象とする。)
	法人課税係	1 法人市民税の賦課に関する事項 2 事業所税の賦課に関する事項

(注) 金沢市補助組織及び分掌事務規則第5条による

(3) 税務職員年齢別人員調

(令和6年4月1日現在)

課名	区分						平均年齢 (歳)
	20歳未満 (人)	20歳以上 30歳未満 (人)	30歳以上 40歳未満 (人)	40歳以上 50歳未満 (人)	50歳以上 (人)		
税務課	1	21	13	7	10	35.3	
資産税課	0	26	17	9	6	33.5	
市民税課	0	20	7	8	9	35.7	
合計	1	67	37	24	25	35.1	

(4) 税務職員勤務年数調

(令和6年4月1日現在)

課名	区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	合計 (人)	平均年数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
税務課	税務職員として	6	14	15	6	4	5	2	0	0	52	4.3
	市職員として	5	9	9	2	4	6	2	4	11	52	12.3
資産税課	税務職員として	10	10	14	9	11	3	1	0	0	58	4.6
	市職員として	5	11	5	6	3	9	7	4	8	58	11.6
市民税課	税務職員として	6	10	9	1	11	4	1	2	0	44	6.7
	市職員として	4	7	6	2	4	3	4	7	7	44	12.6
合計	税務職員として	22	34	38	16	26	12	4	2	0	154	4.9
	市職員として	14	27	20	10	11	18	13	15	26	154	12.2

(5) 税務職員特殊勤務手当調

区 分	支 給 額
市税の徴収の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、納税推進 または納付催告等に伴う滞納整理業務に従事したとき	日額 490円
固定資産税及び都市計画税の賦課の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、賦課業務 の応援(調査を含む。)、固定資産課税台帳の縦覧対応に従事したとき	日額 380円
市税(固定資産税及び都市計画税除く。)の賦課の業務に従事した職員 当該業務に常時従事する職員以外の職員にあたっては、賦課業務 の応援、確定申告における受け付け・書類審査に従事したとき	日額 320円

(注1) 職員の特殊勤務手当に関する条例第25条による。

(注2) 平成21年4月1日より日額化。

6. 中核市の税務関係調

(注1) 令和5年度対調定収入率(全体)降順で表示

(注2) 令和5年度の中核市62市を対象

(1) 令和5年度 決算

No.	区分 市名	市税 (千円)	対 調 定 収 入 率			繰 越 額 (千円)	不 納 欠 損 額 (千円)
			全 体 (%)	現 年 課 税 分 (%)	滞 納 繰 越 分 (%)		
1	大 分	82,090,362	99.55	99.85	32.31	321,282	65,772
2	枚 方	58,015,446	99.49	99.76	42.76	300,552	19,206
3	高 槻	52,212,409	99.48	99.70	54.85	265,366	8,152
4	高 崎	65,312,206	99.43	99.78	33.77	285,638	86,788
5	呉	30,519,341	99.39	99.79	25.27	177,896	22,190
6	八 王 子	95,145,918	99.38	99.82	37.17	550,062	81,295
7	豊 田	116,807,854	99.26	99.71	31.09	799,115	72,588
8	長 野	60,897,916	99.22	99.66	41.51	425,424	50,343
9	吹 田	71,766,410	99.00	99.61	40.23	683,881	40,549
10	松 山	71,436,871	98.83	99.56	31.49	724,308	120,012
11	東 大 阪	80,268,724	98.83	99.47	40.18	927,371	65,216
12	前 橋	54,776,883	98.75	99.62	27.62	649,984	45,932
13	倉 敷	86,859,055	98.72	99.51	32.39	1,051,723	77,260
14	松 本	38,317,551	98.70	99.43	38.07	445,102	57,943
15	松 江	29,305,396	98.67	99.55	39.21	341,820	54,345
16	八 尾	40,545,036	98.58	99.54	35.12	573,793	22,718
17	那 覇	55,201,082	98.57	99.56	33.53	866,095	52,842
18	福 井	45,424,091	98.55	99.47	30.52	479,327	186,853
19	旭 川	40,731,282	98.45	99.45	20.10	565,445	80,180
20	越 谷	51,766,516	98.43	99.34	43.10	775,909	62,557
21	宮 崎	56,587,480	98.36	99.40	33.45	888,394	60,934
22	高 知	45,661,212	98.36	99.55	22.49	720,430	47,611
23	西 宮	90,851,942	98.36	99.54	24.34	1,453,131	64,894
24	盛 岡	42,610,460	98.36	99.43	35.30	673,774	58,026
25	福 山	78,147,171	98.35	99.51	31.81	1,227,127	94,772
26	豊 中	74,381,029	98.32	99.37	36.95	1,206,685	91,931
27	船 橋	107,475,819	98.31	99.33	36.66	1,714,909	135,928
28	川 口	102,540,591	98.24	99.21	44.01	1,734,916	141,022
29	和 歌 山	59,315,616	98.08	99.39	33.31	1,047,969	112,867
30	宇 都 宮	94,740,090	98.04	99.23	32.58	1,740,697	193,400
31	鹿 児 島	90,539,889	98.01	99.46	28.28	1,504,435	360,605
32	尼 崎	83,346,114	98.00	99.33	35.20	1,623,581	105,950
33	長 崎	55,355,689	97.97	99.39	33.88	1,075,745	84,389
34	一 宮	52,990,318	97.97	99.29	28.70	1,066,620	38,091
35	明 石	46,355,381	97.92	99.45	27.73	909,975	75,643
36	岡 崎	71,124,126	97.91	99.37	25.88	1,433,212	84,906
37	下 関	33,582,888	97.91	99.31	27.84	659,582	72,691
38	豊 橋	66,142,894	97.89	99.44	28.06	1,333,203	112,287
39	姫 路	100,184,479	97.88	99.45	24.02	2,035,507	138,171
40	川 越	58,678,867	97.84	99.34	24.72	1,121,905	176,272
41	鳥 取	24,303,173	97.81	99.37	23.43	493,887	60,810
42	金 沢	84,969,481	97.80	99.11	29.29	1,866,127	131,694
43	高 松	65,491,180	97.80	99.32	28.34	1,349,027	136,114
44	水 戸	42,209,656	97.79	99.09	32.99	865,393	89,287
45	奈 良	52,895,421	97.78	99.43	26.44	1,133,686	80,374
46	久 留 米	43,039,025	97.71	99.23	26.06	1,018,038	90,710
47	八 戸	30,685,116	97.57	99.29	26.50	666,655	102,115
48	佐 世 保	29,837,353	97.55	99.24	18.57	688,742	61,047
49	柏	72,098,313	97.44	99.01	34.85	1,822,451	82,312
50	福 島	40,644,945	97.33	99.13	26.26	1,029,393	98,060
51	横 須 賀	59,273,649	97.22	99.21	23.91	1,501,743	196,034
52	寝 屋 川	29,439,779	97.11	99.04	25.53	830,969	45,234
53	甲 府	29,951,917	97.11	99.10	20.15	809,225	83,681
54	郡 山	52,254,702	97.10	99.24	23.87	1,455,542	107,886
55	秋 田	43,329,327	97.06	99.24	24.11	1,181,941	134,492
56	富 山	76,731,629	96.84	99.13	23.01	2,424,188	109,379
57	函 館	32,367,963	96.83	99.03	18.10	967,894	91,202
58	山 形	37,068,298	96.76	99.12	18.18	1,148,324	99,251
59	い わ き	51,853,520	96.56	98.91	25.92	1,680,821	179,483
60	大 津	52,885,979	96.32	99.19	20.02	1,939,728	117,300
61	岐 阜	66,561,182	96.25	99.05	20.52	2,418,118	191,704
62	青 森	34,457,870	95.79	99.10	16.89	1,284,896	241,554
	平 均	59,521,966	98.05	99.38	29.98	1,047,721	97,627

令和 6 年 度
市 税 概 要

令和 6 年 10 月 発行

編 集 金 沢 市 総 務 局 税 務 課
発 行

所 在 地 〒 9 2 0 - 8 5 7 7
金 沢 市 広 坂 1 丁 目 1 番 1 号

電 話 0 7 6 - 2 2 0 - 2 1 4 9